

地 け 第 3 7 4 号
令和 6 年 8 月 2 7 日

各 委 員 様

埼玉県福祉部地域包括ケア課長
今井 隆元（公印省略）

令和 6 年度第 1 回埼玉県認知症施策推進会議の結果について（通知）

県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、7 月 18 日付け地け第 3 1 6 号にて通知しました、「令和 6 年度第 1 回埼玉県認知症施策推進会議書面による開催について（通知）」の議題「認知症本人大使「埼玉県オレンジ大使」の候補者について」について、下記のとおり決定しましたので御報告いたします。

記

- 1 認知症本人大使「埼玉県オレンジ大使」の候補者について
原案のとおり決定

担 当 認知症・虐待防止担当 吉川・須藤
電 話 0 4 8 - 8 3 0 - 3 2 5 1
F A X 0 4 8 - 8 3 0 - 4 7 8 1
メー ル a3250-05@pref.saitama.lg.jp

地 ケ 第 3 1 6 号

令和6年7月18日

各 委 員 様

埼玉県福祉部地域包括ケア課長

今井 隆元（公印省略）

令和6年度第1回埼玉県認知症施策推進会議書面による
開催について（通知）

県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り
厚くお礼申し上げます。

今年度第1回の会議につきましては、下記のとおり書面による会議と
させていただきたいと存じます。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、別紙の議題に対する意見
を提出してくださるようお願いいたします。結果などは後日報告いたします。

記

1 今回の議題

（1）議題

認知症本人大使「埼玉県オレンジ大使」の候補者について

別添資料

※ 資料を御一読の上、別紙＜回答＞により御意見を回答してくだ
さるようお願いいたします。

2 議題に対する御意見の期限等

令和6年8月2日（金）まで

Eメール又はFAXで送信してくださるようお願いいたします。

担 当 認知症・虐待防止担当 吉川・須藤

電 話 048-830-3251

FAX 048-830-4781

メー ル a3250-05@pref.saitama.lg.jp

別紙＜回答＞

**令和 6 年度第 1 回
埼玉県認知症施策推進会議の議題に対する意見**

御意見を以下に御記入をお願いします。

意 見

※ いずれかに○を付し、必要な場合は（ ）内に御意見ををお願いします。

議題 認知症本人大使「埼玉県オレンジ大使」の候補者について

（１）意見なし

（２）意見あり

--	--

令和 6 年 月 日

委員氏名：_____



1 設置要綱と任命方針

(1)設置要綱の概要

① 任命について

- オレンジ大使は、認知症になっても地域で自分らしく暮らしている人で、認知症の普及啓発活動に意欲のある人とする。
- オレンジ大使は、任期を2年とし、任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げない。

② 活動内容

- 県が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力
- 認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力
- 埼玉県の認知症施策に対する提案
- その他知事が必要と認めた活動

(2)任命方針の概要

① 方針

- 認知症の人本人や家族等の当事者団体、市町村からの情報提供等により広く適任者を募る。
- 埼玉県認知症施策推進会議の意見を踏まえて決定する。

② 任命の基準

- 県内在住であること。
- 認知症の診断を受けていること。
- 「埼玉県オレンジ大使」の趣旨や活動内容を理解し、普及啓発活動に協力していただけること。

2 今回の候補者、及び現在任命している埼玉県オレンジ大使について

(1)今回の候補者 原田 修(はらだ おさむ)さん (三芳町在住)

候補者 原田 修(はらだ おさむ)さん

● プロフィール

- ・59歳、男性
- ・2022年「若年性認知症」と診断される。

● 活動実績

- ・2023年7月から若年性認知症カフェ「リンカフェ」に参加し、司会を務めるなど積極的な参加
- ・製薬会社が作成した認知症普及啓発ビデオに、若年性認知症当事者として出演
- ・埼玉県 認知症基本法普及啓発オンラインセミナーに、認知症当事者として出演

(2)現在任命している埼玉県オレンジ大使(4名)

- 中村 ふみ(なかむら ふみ)さん 越谷市在住 87歳(任命時) 令和5年2月任命 2021年、認知症の診断を受ける。
- 三村 博寄(みむら ひろき)さん 春日部市在住 67歳(任命時) 令和5年2月任命 2019年、アルツハイマー型の若年性認知症と診断を受ける。
- 菊池 大輔(きくち だいすけ)さん 越谷市在住 47歳(任命時) 令和3年9月任命 2020年11月、若年性アルツハイマー型認知症の診断を受ける。
- 渡邊 雅徳(わたなべ まさのり)さん 鴻巣市在住 44歳(任命時) 令和3年9月任命 40歳の頃、若年性アルツハイマー型認知症の診断を受ける。

委員名簿

令和6年度 埼玉県認知症施策推進会議 委員

区分	所属	氏名(敬称略)
医療関係者	一般社団法人埼玉県医師会	副会長 丸木 雄一
認知症の本人・家族関係者	公益社団法人認知症の人と家族の会 埼玉県支部	代表世話人 花俣 ふみ代
有識者	医療法人TKメディカル 神谷医院	医院長 神谷 達司
介護事業者	埼玉県認知症グループホーム・小規模 多機能協議会	理事 山田 茂
	一般社団法人 埼玉県介護支援専門員協会	理事 後藤 浩之
	一般社団法人 埼玉県老人福祉施設協議会	副会長 土居 敦志
	公益社団法人 日本認知症グループホーム協会埼玉 県支部	支部長 大場 敏明
認知症地域支援推進員	吉見町 長寿福祉課	係長 長峰 千恵子
政令指定都市	さいたま市 福祉局 長寿応援部 いきいき長寿推進課	参事兼課長 岩瀬 伸一郎
中核市	川越市 福祉部 地域包括ケア課	参事兼課長 富田 雅子
先進事業実施市町村	入間市 福祉部 高齢者支援課	副主幹 西澤 響子
	鴻巣市 健康福祉部 介護保険課	副主査 山崎 晴美
	三郷市 いきいき健康部 長寿いきがい課	主任保健師 岡本 宇美

埼玉県認知症施策推進会議設置要綱

(設置)

第1条 認知症施策に係る医療・介護・福祉等の関係者が参加し、県内市町村における認知症施策全般の推進について検討するため、埼玉県認知症施策推進会議（以下「認知症施策推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 認知症施策推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内市町村における認知症施策の取組状況の把握や課題の分析、先進的な事例の収集
- (2) 県内の認知症専門医療機関等及び認知症介護に関する事業者団体等との連携方策についての検討
- (3) 認知症対応型サービスに関する事業所等の効果的な取組事例の収集
- (4) 県内市町村における認知症サポーター養成の推進のための方策の検討
- (5) 県内市町村の市民後見の取組を支援する方策の検討
- (6) 県内の広域的な徘徊・見守りSOSネットワークの構築推進に関する検討
- (7) 埼玉県の認知症施策推進計画の策定方針及び進捗状況についての検討

(組織)

第3条 認知症施策推進会議は、議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、委員の互選とする。

3 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 医療関係者（認知症サポート医など認知症ケアに詳しい医師）
- (2) 認知症の本人・家族関係者
- (3) 有識者
- (4) 介護事業者
- (5) 認知症地域支援推進員
- (6) 事業実施市町村の職員（政令指定都市及び中核市並びに先進事業実施市町村）

4 議長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員を追加することができる。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 認知症施策推進会議は、議長が招集し、これを主宰する。ただし、議長不在のときは、埼玉県福祉部地域包括ケア課長が招集する。

2 議長は、必要あると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 認知症施策推進会議の庶務は、埼玉県福祉部地域包括ケア課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年12月 9日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年12月16日から施行する。
- 4 この要綱は、令和2年5月20日から施行する。
- 5 この要綱は、令和4年4月 1日から施行する。

別紙 1

認知症本人大使「埼玉県オレンジ大使」設置要綱

(趣旨)

第1 県民の認知症に関する理解をより深めていただくためには、認知症の本人からの発信の機会を増やすことが重要である。このため、「認知症施策推進大綱」(令和元年6月関係閣僚会議決定)及び「埼玉県認知症施策推進計画」(令和3年3月埼玉県策定)における主要施策であり、KPI、数値目標である認知症本人大使の「埼玉県オレンジ大使」を設置する。

(任命)

- 第2 オレンジ大使は、認知症になっても地域で自分らしく暮らしている人で、認知症の普及啓発活動に意欲のある人とする。
- 2 オレンジ大使は、県が別に定める方針及び基準により任命する。
- 3 オレンジ大使は、任期を2年とし、任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げない。
- 4 オレンジ大使は、毎年度推薦を募り任命する。

(活動内容)

- 第3 オレンジ大使は、本人の希望や体調により無理のない範囲で以下の活動を行う。
- (1) 県が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力
県が開催するイベント等での講演のほか、県が発行する広報誌等への寄稿、その他の認知症に関する普及啓発活動を行っていただく。
- (2) 認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力
キャラバン・メイトが講師を務める当該講座において、自らの体験や希望、必要としていること等を自らの言葉で語っていただく。
- (3) 埼玉県の認知症施策に対する提案
- (4) その他知事が必要と認めた活動

(事務)

第4 オレンジ大使に関して必要な事務は、埼玉県福祉部地域包括ケア課で行う。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、オレンジ大使に関して必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和３年５月２５日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年８月３０日から施行する。